

* 本資料はあくまでも議会運営委員会での説明用補足資料です。議会における議決は議案書の記載事項で行われるもので、本資料の内容で議決を得るものではありません。

令和2年 第3回海老名市議会定例会

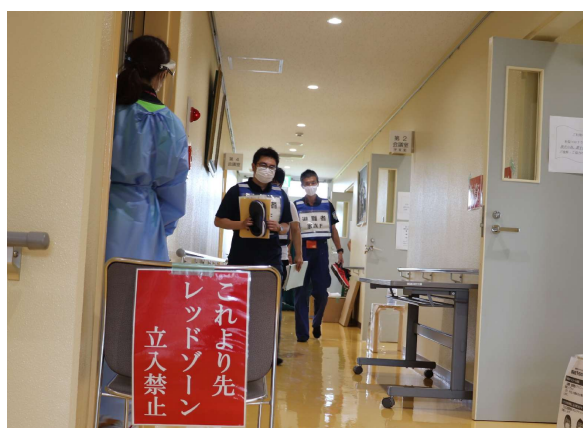
概要資料

～ コロナ禍での災害発生に備えて ～

新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所の運営



避難所担当職員を対象とした研修会（7/21・22 市役所401会議室）



避難所開設・運営訓練（8/14 国分コミセン）



海老名市
住みたい 住み続けたいまち

【会期日程】

令和2年第3回海老名市議会定例会 会期日程(案)

会期31日間

月 日	曜日	種別	内 容	開議時刻
8月31日	月	本会議	開会、諸報告、議案審議、委員会付託	午前9時30分
9月4日	金	本会議	議案審議、委員会付託	午前9時00分
9月9日	水	委員会	総務常任委員会 予算決算常任委員会総務分科会 (補正予算)	同
9月10日	木	委員会	文教社会常任委員会 予算決算常任委員会文教社会分科会 (補正予算)	同
9月11日	金	委員会	経済建設常任委員会 予算決算常任委員会経済建設分科会 (補正予算)	同
9月15日	火	本会議	市政に関する一般質問	同
9月16日	水	本会議	市政に関する一般質問	同
9月18日	金	委員会	予算決算常任委員会総務分科会 (決算審査)	同
9月23日	水	委員会	予算決算常任委員会文教社会分科会 (決算審査)	同
9月24日	木	委員会	予算決算常任委員会経済建設分科会 (決算審査)	同
9月28日	月	委員会	予算決算常任委員会	同
9月30日	水	本会議	委員会報告、議案審議、閉会	午前9時30分

【案件一覧】

■ 日程 18 件			
報告 3 件			頁
1	報告第10号	継続費精算報告について（次期総合計画策定支援事業費ほか4件）	3
2	報告第11号	令和元年度決算に基づく健全化判断比率等について	5
3	報告第12号	債権の放棄について（生活改善新築等資金ほか4件）	6
条例 2 件（制定1件・一部改正1件）			頁
4	議案第45号	海老名市住民基本台帳カードの利用に関する条例及び海老名市個人番号カードの利用に関する条例を廃止する等の条例の制定について	7
5	議案第46号	海老名市手数料条例の一部改正について	9
指定管理者 3 件			頁
6	議案第47号	指定管理者の指定の期間の変更について（海老名市文化会館）	10
7	議案第48号	指定管理者の指定の期間の変更について（海老名運動公園・北部公園・中野公園・スポーツ施設）	11
8	議案第49号	指定管理者の指定の期間の変更について（海老名駅西口特定公共施設）	12
住居表示等 2 件			頁
9	議案第50号	住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について	13
10	議案第51号	町区域の設定及びこれに伴う字区域の変更について	14
処分 1 件			頁
11	議案第52号	令和元年度海老名市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	15
補正予算 2 件			頁
12	議案第53号	令和2年度海老名市一般会計補正予算（第8号）	16
13	議案第54号	令和2年度海老名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	22
決算 5 件			
14	認定第1号	令和元年度海老名市一般会計歳入歳出決算認定について	別冊
15	認定第2号	令和元年度海老名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	
16	認定第3号	令和元年度海老名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	
17	認定第4号	令和元年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	
18	認定第5号	令和元年度海老名市公共下水道事業会計決算認定について	

■ 議案

【報告 3件】

1 報告第10号 継続費精算報告について（次期総合計画策定支援事業費ほか4件）

【趣 旨】

令和元年度海老名市一般会計継続費精算報告書を調製したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するもの

【内 容】

- | | | |
|---|------|-----------------------|
| 1 | 2款1項 | 次期総合計画策定支援事業費 |
| 2 | 2款1項 | 第三次環境基本計画策定事業費 |
| 3 | 3款2項 | 第2期子ども・子育て支援事業計画策定事業費 |
| 4 | 4款2項 | 資源化センター整備事業費 |
| 5 | 8款4項 | 都市マスタープラン改訂事業費 |

1 次期総合計画策定支援事業費

（平成30年度、令和元年度の2か年継続事業）

全体計画の年割額（合計額）①	10,000,000円
実績の支出済額（合計額）②	9,958,620円
財源内訳	
国県支出金	0円
地方債	0円
一般財源	9,958,620円
年割額①と支出済額②の差	41,380円

2 第三次環境基本計画策定事業費

（平成30年度、令和元年度の2か年継続事業）

全体計画の年割額（合計額）①	8,200,000円
実績の支出済額（合計額）②	7,056,800円
財源内訳	
国県支出金	0円
地方債	0円
一般財源	7,056,800円
年割額①と支出済額②の差	1,143,200円

3 第2期子ども・子育て支援事業計画策定事業費

(平成30年度、令和元年度の2か年継続事業)

全体計画の年割額(合計額)①	7,700,000円
実績の支出済額(合計額)②	5,790,180円
財源内訳 国県支出金	0円
地方債	0円
一般財源	5,790,180円
年割額①と支出済額②の差	1,909,820円

4 資源化センター整備事業費

(平成29年度、平成30年度、令和元年度の3か年継続事業)

全体計画の年割額(合計額)①	1,985,956,000円
実績の支出済額(合計額)②	1,984,359,000円
財源内訳 国県支出金	579,804,000円
地方債	1,381,700,000円
一般財源	22,855,000円
年割額①と支出済額②の差	1,597,000円

5 都市マスタープラン改訂事業費

(平成30年度、令和元年度の2か年継続事業)

全体計画の年割額(合計額)①	17,114,000円
実績の支出済額(合計額)②	17,109,200円
財源内訳 国県支出金	0円
地方債	0円
一般財源	17,109,200円
年割額①と支出済額②の差	4,800円

2 報告第11号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率等について

【趣 旨】

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、「財政の健全性」を判断するため、令和元年度決算に基づく「健全化判断比率」として、以下の4つの指標で数値化し、監査委員の意見を付けて報告するもの

また、公営企業の「経営の健全性」を判断するため、「資金不足比率」として数値化し、監査委員の意見を付して報告するもの

【健全化判断比率】

項 目	《早期健全化基準》	(元年度)	(30年度)	(29年度)
1 実質赤字比率	《12.08%》	—	—	—
2 連結実質赤字比率	《17.08%》	—	—	—
3 実質公債費比率	《25.0 %》	1.8%	1.4%	0.8%
4 将来負担比率	《350.0 %》	28.6%	26.3%	20.5%

【資金不足比率】

公共下水道事業会計	《経営健全化基準》	(元年度)	(30年度)	(29年度)
1 資金不足比率	《20.0 %》	—	—	—

※ 赤字額及び資金不足額がないため、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率は算定されず、「—」となっている。

※ 実質公債費比率は前年度に比べ0.4ポイント、将来負担比率は前年度に比べ2.3ポイント上昇している。

※ 将来負担比率の増加については、都市基盤整備等に対し、市債を多く借り入れ、積極的に投資したことなどによるもの。政令市を除く県内16市では6番目に低い数値となる見込み

【結 論】

いずれの比率も国が定めた早期健全化基準、経営健全化基準を大きく下回っており、本市の財政の健全性及び経営の健全性は、財政健全化法上、問題はないこととなった。

3 報告第12号 債権の放棄について（生活改善新築等資金ほか4件）

【趣 旨】

海老名市債権管理条例第10条第1項の規定により、放棄した令和元年度の非強制徴収債権について、同条第2項の規定により報告するもの

名 称	非強制徴収債権を放棄した事由		
	第10条第1項該当号数	件 数	金 額
生活改善新築等資金	債務者死亡(第2号)	1件	5,275,894円
生活改善資金	生活困窮(第3号)	3件	700,000円
在宅福祉サービス利用料	時効期間満了(第5号)	18件	4,900円
延長保育料	時効期間満了(第5号)	5件	15,000円
学校給食費	時効期間満了(第5号)	114件	2,227,970円
合 計		141件	8,223,764円

【海老名市債権管理条例抜粋】

（債権の放棄）

第10条 市長は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該非強制徴収債権及び延滞金等を放棄することができる。

- (1) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該非強制徴収債権につきその責任を免れたとき。
 - (2) 債務者が死亡し、その相続について限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄をした場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該非強制徴収債権に優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計を超えないと見込まれるとき。
 - (3) 債務者が著しい生活困窮状態にある場合又は当該非強制徴収債権について政令第171条の2又は第171条の4第1項若しくは第2項の規定による措置の手続を執っても、なお完全に履行されず、債務者が無資力又はこれに近い状態にある場合において、資力の回復が困難で、債務の履行の見込みがないと認められるとき。
 - (4) 当該非強制徴収債権について政令第171条の5の規定による徴収停止の措置を執った場合において、当該措置を執った日から相当の期間を経過した後においても、なお債務を履行させることが著しく困難又は不相当であると認められるとき。
 - (5) 市の債権のうち、その消滅時効について法第236条第2項の規定の適用を受けないものについて、消滅時効に係る時効期間が満了したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）。
- 2 市長は、毎年度、前項の規定により放棄した債権について、議会に報告するものとする。

金銭債権の短期消滅時効：2年（民法第173条第3項）※R2.3.31時点

【条例 2件】

4 議案第45号 海老名市住民基本台帳カードの利用に関する条例及び海老名市個人番号カードの利用に関する条例を廃止する等の条例の制定について

【制定理由】

自動交付機の廃止に伴い、条例で規定した住民基本台帳カード及び個人番号カードの独自利用について、関係する条例の廃止及び改正をするため

【制定内容】

1 条例の廃止

- (1) 海老名市住民基本台帳カードの利用に関する条例
- (2) 海老名市個人番号カードの利用に関する条例

2 条例の改正

改正する条例：海老名市印鑑条例

改正規定	改正概要
第3条第2項を削る。	印鑑登録における代理人申請の例外事項について削除する。
第7条の改正 (第1項～第4項)	印鑑登録証の交付手続において、住民基本台帳カード、個人番号カード、市民カードを印鑑登録証として使用するための手続に関する規定を改正・削除する。
第8条の改正	文言修正
第12条の改正	印鑑登録証明書の交付申請に際して、印鑑登録証の提示を省略できる場合を追加。(個人番号カードを提示して自ら申請した場合)
第13条の改正 (第1号及び第3号)	印鑑登録証明書の交付申請に際して、住民基本台帳カード、個人番号カード、市民カードを利用するための規定を削除する。
第16条を削る。	自動交付機による交付に関する規定を削る。
第17条の改正	文言の修正(被登録者等⇒印鑑登録を受けている者)
第18条から第20条までを削る。	住民基本台帳カード、個人番号カード、市民カードの印鑑登録証としての利用が廃止されることから、各カードを印鑑登録証として利用する場合の暗証番号に関する規定を削る。
第25条の改正	文言修正

【施行期日】

令和3年3月1日

経過措置

廃止・改正前の各条例の規定により住民基本台帳カード、個人番号カード、市民カードに付加された各カードの利用機能については、条例廃止・改正後も、各カードそれぞれの利用機能を有するものとみなす。

《参考 条例廃止・改正後の印鑑登録証明書の交付》

1 印鑑登録証明書の交付場所

改正後	改正前
窓口・多機能端末	窓口・ <u>自動交付機</u> ・多機能端末

※多機能端末=コンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機

2 印鑑登録証明書交付の申請に使用できるカード

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none">印鑑登録証個人番号カード	<ul style="list-style-type: none">印鑑登録証個人番号カード<u>住民基本台帳カード</u><u>市民カード</u>

【印鑑登録証】



【個人番号カード】



5 議案第46号 海老名市手数料条例の一部改正について

【改正理由】

自動交付機の廃止、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正による通知カードの廃止及び固定資産に関連する証明書の発行に係るシステムの変更に伴う所要の改正を行うため

【改正内容】

1 自動交付機の廃止に伴う改正（自動交付機による証明等の発行関係）

改正条項	内 容
第2条第1項第1号	自動交付機による印鑑証明の廃止
第2条第1項第4号ア	自動交付機による戸籍の全部事項証明等の廃止
第2条第1項第5号ア	自動交付機による住民票の写しの廃止

2 市民カードの再交付の廃止（第2条第1項第6号を削る。）

自動交付機の廃止に伴い、市民カードも廃止するため、今後は、市民カードの再交付は行わない。

3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う改正（第2条第1項第23号の改正）

法律の改正により、「通知カード」が廃止されたことから、通知カードの再交付に関する規定を改正するもの

4 固定資産に関連する証明書発行システムの変更（第2条第2項の改正）

証明内容	証明手数料1件当たりの証明単位	
	改正後	改正前
土地 建物	8明細まで又は8明細ごと	5筆まで又は5筆ごと
		1構（かまえ）
納 税	変更なし	

※「1明細」＝土地「1筆」又は建物「1棟」

5 第2条第1項の「号」の繰上げに伴う改正（第6条第4号）

「第14号から第17号まで」⇒「第13号から第16号まで」

【施行期日】

令和3年3月1日（※上記3は公布の日・上記4は令和3年1月1日）

【指定管理 3件】

6 議案第47号 指定管理者の指定の期間の変更について
(海老名市文化会館)

【変更理由】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、今後の状況が不確定であることから、指定管理業務及び事業実施における感染症対策費用等の適正な積算が困難であるため

【変更内容】

1年間延長

変更後指定管理期間	変更前指定管理期間
平成28年4月1日～令和4年3月31日	平成28年4月1日～令和3年3月31日

【参 考】

現指定管理者：横浜メディアアド・相鉄・神奈川共立共同企業体

代表者 株式会社横浜メディアアド

構成員 相鉄企業株式会社

構成員 株式会社神奈川共立



【海老名市文化会館】

7 議案第48号 指定管理者の指定の期間の変更について
 (海老名運動公園・北部公園・中野公園・
 スポーツ施設)

【変更理由】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、今後の状況が不確定であることから、指定管理業務及び事業実施における感染症対策費用等の適正な積算が困難であるため

【変更内容】

1年間延長

変更後指定管理期間	変更前指定管理期間
平成28年4月1日～令和4年3月31日	平成28年4月1日～令和3年3月31日

【参 考】

現指定管理者：相鉄・コナミスポーツ・日比谷花壇共同企業体

代表者 相鉄企業株式会社

構成員 コナミスポーツ株式会社

構成員 株式会社日比谷花壇



【海老名運動公園】
 (総合体育館)

【北部公園】
 (体育館)



8 議案第49号 指定管理者の指定の期間の変更について (海老名駅西口特定公共施設)

【変更理由】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、今後の状況が不確定であることから、指定管理業務及び事業実施における感染症対策費用等の適正な積算が困難であるため

【変更内容】

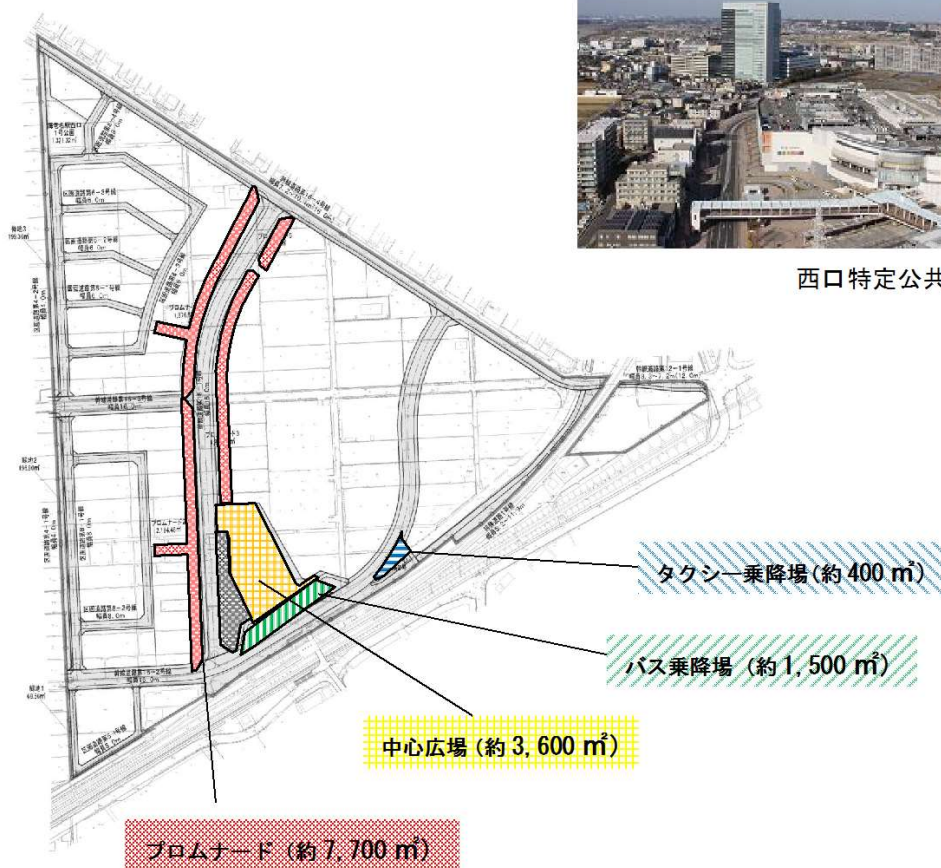
6か月延長

変更後指定管理期間	変更前指定管理期間
平成28年10月1日～令和4年3月31日	平成28年10月1日～令和3年9月30日

【参 考】

現指定管理者：一般社団法人海老名扇町エリアマネジメント

指定管理施設案内図



【住居表示等 2件】

9 議案第50号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について

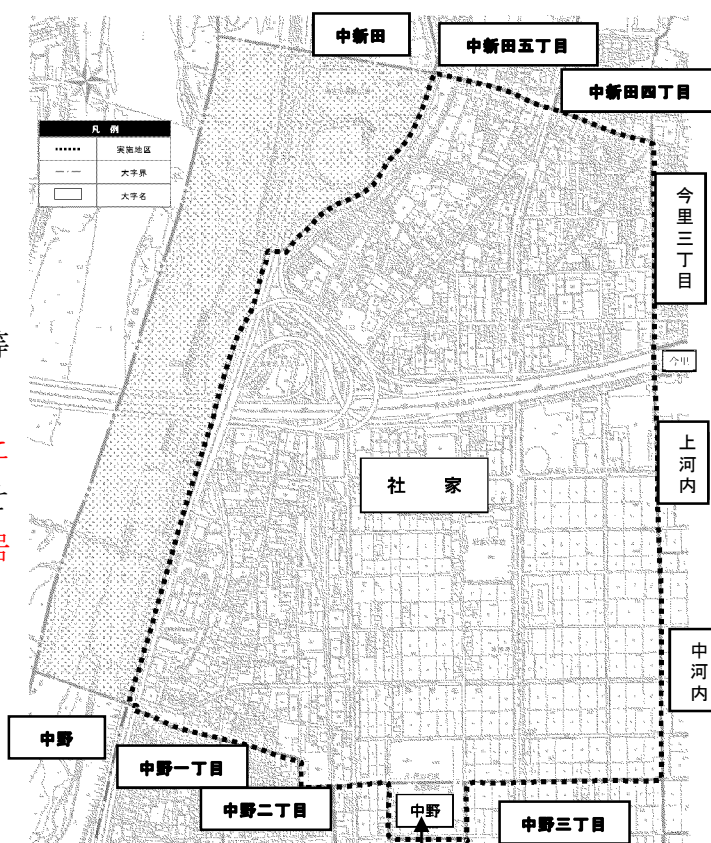
【提案理由】

住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法を定めたいため

住居表示を実施すべき市街地の区域

【内 容】

- 1 住居表示実施区域
⇒ 社家地区の一部・
中野地区の一部
- 2 住居表示の方法
⇒ 街区方式（道路、鉄道等の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地区に街区符号を付し、その街区内にある建物に住居番号を設定する方式



中野地区の住居表示未実施地区である県立有馬高等学校部分も併せて実施

【住居表示実施日】

令和3年8月30日

住居表示に関する法律（抜粋）

（住居表示の原則）

第2条 市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所（以下「住居」という。）を表示するには、・・・中略・・・次の各号のいずれかの方法によるものとする。

- (1) **街区方式** 市町村内の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画した場合におけるその区画された地域（以下「街区」という。）につけられる符号（以下「街区符号」という。）及び当該街区内にある建物その他の工作物につけられる住居表示のための番号（以下「住居番号」という。）を用いて表示する方法をいう。
- (2) **道路方式** 市町村内の道路の名称及び当該道路に接し、又は当該道路に通ずる通路を有する建物その他の工作物につけられる住居番号を用いて表示する方法をいう。

（住居表示の実施手続）

第3条 市町村は、前条に規定する方法による**住居表示の実施のため、議会の議決を経て**、市街地につき、**区域を定め**、当該区域における**住居表示の方法を定めなければならない**。

第2項以下 略

10 議案第51号 町区域の設定及びこれに伴う字区域の変更について

【提案理由】

都市基盤整備の充実及び住環境整備を図るとともに、各種行政事務の合理化を図りたいため

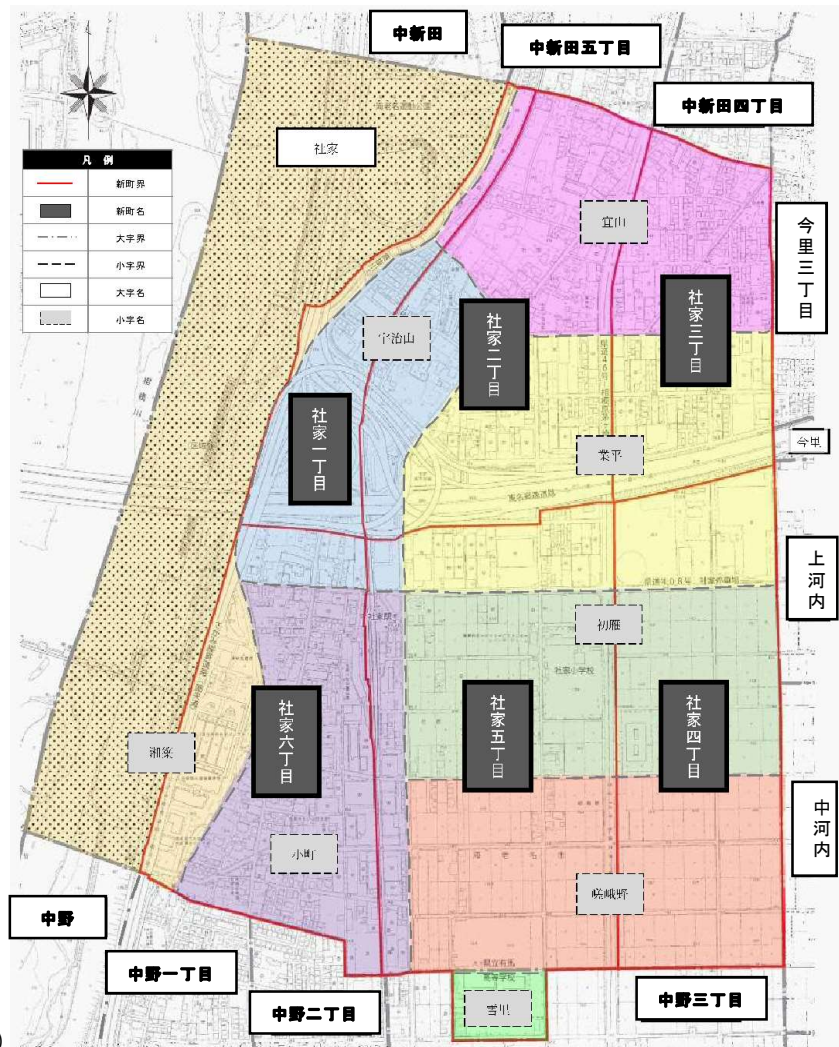
【内 容】

社家地区の一部を除き、社家一丁目から社家六丁目までとする。また、中野地区の一部（県立有馬高等学校部分）を社家五丁目とする。

【字区域変更日】

令和3年8月30日

町区域の設定及び字区域変更図



地方自治法（抜粋）

（市町村内の町又は字の区域）

第260条 **市町村長は**、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは**字の区域**若しくはその名称を**変更しようとするときは**、当該市町村の**議会の議決を経て定めなければならない。**

2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

【処分 1件】

1 1 議案第52号 令和元年度海老名市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

【提案理由】

議会の議決を得た上、未処分利益剰余金の処分を行いたいため

【内 容】

1 令和元年度海老名市公共下水道事業会計決算の収益的収支（税抜）

・収益的収入 = 2,962,685,569円①

・収益的支出 = 2,700,361,371円②



純利益（①—②） = 262,324,198円 **A**（未処分利益剰余金）

2 令和元年度決算における減債積立金取崩額

・平成30年度決算減債積立金積立額 = 373,917,367円

・令和元年度決算減債積立金補填財源使用額 = 373,917,367円 **B**

【未処分利益剰余金に振替】 ←

上記 **A + B** の合計 **636,241,565円** を企業債の償還財源として減債積立金として積み立てたいため、議会の議決を求めるもの

1 収益的収支決算額（税抜き）

収益的収入（29億6,268万5,569円）

下水道使用料	長期前受金戻入	他会計負担金等
--------	---------	---------

収益的支出（27億36万1,371円）

維持管理費	減価償却費	企業債支払利息等	純利益
-------	-------	----------	-----

収入 2,962,685,569円—支出 2,700,361,371円 = 2億6,232万4,198円

企業債の償還財源（減債積立金）に積立て ←

2 減債積立金取崩額

減債積立金の取り崩しによる未処分利益剰余金への振替額 = 3億7,391万7,367円

※令和2年度以降は積立金額 **A** を補填財源として使用

※積立金額 **B** については、「使用済みの積立金」として管理

【補正予算 2件】

12 議案第53号 令和2年度海老名市一般会計補正予算
(第8号)

【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ **3億7,629万4千円**を追加し、
予算総額を歳入歳出それぞれ **629億7,373万1千円**とするもの

■主な内容

☆利便性の高い海老名駅周辺における保育ニーズに因るため、国庫補助を
活用し、病児保育室などの施設整備に対しての補助を実施します。

☆有馬図書館・門沢橋コミュニティセンターのリニューアルオープンに合
わせ、駐車場の拡幅整備を行うことで利便性の向上を図ります。

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前：62,597,437千円・補正額：**376,294千円**・補正後：62,973,731千円

(1) 歳入

・生活保護費（国庫支出金／県支出金）	3,518千円
・保育対策総合支援事業費（国庫支出金）	65,333千円
・子ども・子育て支援整備事業費（国庫支出金／県支出金）	9,900千円
・生活保護システム改修事業費（国庫支出金）	330千円
・財政調整基金繰入金	232,665千円
・市債	86,800千円
・新型コロナウイルス感染症の影響による減額	△22,252千円

合計 **376,294千円**

(2) 歳出

① 健やかに暮らせるまち 85,265 千円

- ・ 病児保育室等の施設整備補助による子育て支援の充実 88,350 千円
- ・ 生活保護制度の改正による日常生活支援委託事務費の創設 5,102 千円
- ・ 勝瀬保育園民営化の延期 △8,187 千円

◎病児保育室等の施設整備補助による子育て支援の充実

○認可保育所（中央1丁目）【運営主体：榊木下の保育】

開所予定：令和3年4月1日

定員：70人

全体事業費 63,000 千円

- ・ 国庫補助金 42,000 千円（2／3）
- ・ 市補助金 5,250 千円（1／12）
- ・ 事業者 15,750 千円（1／4）

うち事業者分の 15,750 千円を除き、47,250 千円を予算化する。

○小規模保育施設（中央3丁目）【運営主体：榊スクルドアンドカンパニー】

開所予定：令和3年4月1日

定員：19人

全体事業費 35,000 千円

- ・ 国庫補助金 23,333 千円（2／3）
- ・ 市補助金 2,917 千円（1／12）
- ・ 事業者 8,750 千円（1／4）

うち事業者分の 8,750 千円を除き、26,250 千円を予算化する。

○病児保育施設（中央1丁目）【運営主体：榊ライブフードプロデュース】

開所予定：令和3年4月1日

全体事業費 16,500 千円

- ・ 国庫補助金 4,950 千円（1／3）
- ・ 県補助金 4,950 千円（1／3）
- ・ 市補助金 4,950 千円（1／3）
- ・ 事業者 1,650 千円（1／10）

うち事業者分の 1,650 千円を除き、14,850 千円を予算化する。

財源内訳

- ・ 保育対策総合支援事業費（国庫支出金） 65,333 千円
- ・ 子ども・子育て支援整備事業費（国庫支出金／県支出金） 9,900 千円
- ・ 一般財源 13,117 千円

- ・有馬図書館・門沢橋コミセンのリニューアルに伴う駐車場の拡幅整備

81,293 千円

◎有馬図書館・門沢橋コミセンのリニューアルに伴う駐車場の拡幅整備

1 内容

有馬図書館・門沢橋コミュニティセンターのリニューアルオープンにあわせて、敷地西側の用地を取得し、既存部分と一体利用できるよう、拡幅整備を行います。

2 取得用地

- (1) 地 番 門沢橋一丁目 506 番 1
- (2) 地 目 雑種地
- (3) 面 積 702.00 m²
- (4) その他 事務所、資材等あり

3 整備内容

不陸整正、砕石敷き、駐車スペース区画、外周フェンス

4 内訳

- | | | | |
|-----|------|----------------|-----------|
| (1) | 13 節 | 委託費（測量、公共嘱託登記） | 1,321 千円 |
| (2) | 15 節 | 工事請負費 | 8,000 千円 |
| (3) | 17 節 | 公有財産購入費 | 48,438 千円 |
| (4) | 22 節 | 補償料（物件移転費等、印紙） | 23,534 千円 |

合 計	81,293 千円
-----	-----------



- ・ P C B 廃棄物の運搬及び処理 6,675 千円
- ・ 消防署南分署の老朽化対策としての改修 6,300 千円

◎消防署南分署の老朽化対策としての改修

1 内容

消防署南分署は昭和 59 年 3 月竣工し、36 年が経過しています。そのため、高圧線の引き込みケーブルや屋上からの雨漏れなど修繕を必要とする箇所が多くあることから、改修工事を実施します。

2 整備内容

- ・ 高圧受電している電源を低圧引込に変更
- ・ 屋上の防水工事を実施

3 内訳

(1)	15 節	工事請負費	5,300 千円
(2)	22 節	補償料（東京電力電気設備工事）	1,000 千円
合 計			6,300 千円



※消防署南分署の屋上の状況

④ その他

196,761 千円

- ・ 経済情勢の影響による法人市民税等の過年度還付の増加 200,000 千円
- ・ 職員給与費 16,534 千円
- ・ 予備費の増額 20,000 千円
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による事業費の減額 △65,687 千円
- ・ その他 25,914 千円

◎新型コロナウイルス感染症の影響による事業費の減額

No	課名	事業名	R02 現計予算 (千円)	9月補正 減額 (千円)	国費・県費 (千円)	その他 (千円)	一般財源 (千円)	備考
1	IT推進課	統計グラフコンクール (統計調査総務管理経費)	279	△ 257	△ 93	0	△ 164	統計グラフコンクール及び統計作成講座の中止
2	危機管理課	防災指導員 (防災対策事業費)	87,296	△ 254	0	0	△ 254	防災指導員訓練の中止
3	市民活動推進課	えびな市民まつり (えびな市民まつり事業費)	19,000	△ 19,000	0	0	△ 19,000	えびな市民まつりの中止
4	文化スポーツ課	駅伝競走大会 (大会・教室等実施事業費)	3,035	△ 1,442	0	△ 1,153	△ 289	駅伝競走大会の中止
5	文化スポーツ課	かながわ駅伝競走大会 (選手派遣等事業費)	164	△ 164	0	0	△ 164	かながわ駅伝競走大会の中止
6	市民相談課	人権啓発講演会等 (人権意識啓発事業費)	1,295	△ 349	△ 200	0	△ 149	中学生人権作文コンテスト、中学生人権ポスターコンテスト、人権啓発講演会の中止
7	消防総務課	消防中学校等 (職員研修事業費)	6,169	△ 412	0	0	△ 412	消防中学校等の延期
8	消防総務課	出初式 (非常備消防活動事業費)	14,302	△ 1,340	0	0	△ 1,340	出初式の通常開催
9	消防総務課	消防団フェスティバル (消防団充実強化推進事業費)	370	△ 70	0	0	△ 70	消防団フェスティバルの中止
10	予防課	防火ポスターコンクール (火災予防活動事業費)	1,799	△ 168	0	0	△ 168	防火ポスターコンクールの中止
11	警防課	安全安心フェスティバル (警防活動事業費)	7,632	△ 466	0	0	△ 466	安全安心フェスティバルの中止
12	教育総務課	指定重要文化財保存管理等 事業補助金等 (文化財保護事業費)	13,743	△ 350	0	△ 170	△ 180	大谷芸能保存会、はやし保存連絡協議会事業の今年度事業の中止
13	教育支援課	東京2020オリンピック関連 (オリパラ教育実践事業費)	41,415	△ 41,415	△ 4,500	△ 16,136	△ 20,779	東京2020オリンピック等の延期
小計			196,499	△ 65,687	△ 4,793	△ 17,459	△ 43,435	

合計

376,294 千円

2 債務負担行為の補正

(1) 追加

① 海老名市文化会館・海老名市民ギャラリー指定管理委託

期 間：令和3年度

限度額：185,631千円

(理由) 指定管理者の指定期間を延長するため

② 柏ヶ谷保育園給食調理業務委託

期 間：令和2年度～令和5年度

限度額：67,284千円

(理由) 翌年度以降の業務を年度内に契約し、年度を跨いで実施したいため

③ 海老名市海老名駅西口特定公共施設指定管理委託

期 間：令和3年度

限度額：22,644千円

(理由) 指定管理者の指定期間を延長するため

④ 海老名運動公園・北部公園・中野公園・スポーツ施設指定管理委託

期 間：令和3年度

限度額：444,224千円

(理由) 指定管理者の指定期間を延長するため

3 地方債の補正

(1) 変更

① 消防施設整備事業債

限度額 432,300千円→ 437,200千円

(理由) 対象事業費の増に伴う市債の増

② 有馬図書館大規模改修事業債

限度額 305,500千円→ 380,400千円

(理由) 対象事業費の増に伴う市債の増

③ 清掃施設整備事業債

限度額 1,400千円→ 8,400千円

(理由) 対象事業費の増に伴う市債の増

13 議案第54号 令和2年度海老名市介護保険事業特別会計 補正予算（第1号）

【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ **2,096万4千円**を追加し、
予算総額を歳入歳出それぞれ **90億9,620万8千円**とするもの

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前：9,075,244千円・補正額：**20,964千円**・補正後：9,096,208千円

(1) 歳入

- ・一般会計繰入金 10,160千円
- ・介護保険給付費等準備基金繰入金 10,804千円

合計 20,964千円

(2) 歳出

- ・職員給与費 10,160千円
- ・支払基金返還金 10,804千円

合計 20,964千円